

第1回 鶴岡市行財政改革推進委員会

令和2年8月21日(金)午後3時30分
市役所別棟2号館21号会議室

次 第

[委嘱状の交付]

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 会長選出

5 報 告

- (1) 行財政改革推進委員会の設置について 資料1
- (2) 令和元年度行財政改革懇談会での意見について 資料2

6 協 議

- (1) 第3次行財政改革大綱・実施計画の策定について
 - 新大綱策定の考え方 資料3
 - 新大綱策定の進め方 資料4
 - 新大綱の重点取組みスキーム案 資料5
- (2) 新大綱策定で個別に意見を求める事案・テーマについて 資料6
 - ① 朝日庁舎建設をモデルとする本所・庁舎機能の在り方
 - ② e-でわネット事業の民間サービス移行
 - ③ 日帰り温泉施設の持続的な在り方

(3) その他

7 閉 会

鶴岡市行財政改革推進委員会

委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属等	備考
上野 隆一	(株)ウエノ代表取締役社長、出羽商工会会長	元懇談会委員
佐藤 敏	元朝日庁舎支所長	元懇談会委員
佐藤 静夫	温海地域自治会長会会長	元懇談会委員
佐藤 正一	公認会計士	元懇談会委員
渋谷 広之	連合山形鶴岡田川地域協議会事務局長	元懇談会委員
菅原けい子	第3民生区民生児童委員協議会会長 鶴岡市民生児童委員協議会連合会理事	元懇談会委員
中村 哲也	建設会社勤務、元鶴岡まちづくり塾	元懇談会委員
玉村 雅敏	慶應義塾大学総合政策学部教授	
百瀬 清昭	羽黒地域振興懇談会会長	
重松 美鈴	農業、農業委員会委員	
加藤 静香	法律事務所弁護士	
佐藤 祥子	加茂地区自治振興会事務局長	
富樫あい子	自営業	
伊藤 大貴	自営業	

○鶴岡市行財政改革推進委員会条例

平成17年12月26日

条例第258号

改正 平成22年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政システムを構築するため、鶴岡市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の行財政改革について提言すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行財政改革の推進について助言すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政について識見を有する者
- (2) 公募による者

3 前項第2号に掲げる委員は、6人以内とする。

(一部改正〔平成22年条例6号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鶴岡市行財政改革懇談会における
新たな行財政改革の
推進の方向性に関する意見まとめ

令和2年3月

(1) 組織機構の見直しについて

市町村合併から10年以上を経過し、今後は、地域庁舎の資源(人材・施設)を十分に活かし、地域の特色を活かしたまちづくり、地域固有の課題の解決がますます求められてくる。そうした中、老朽化により改築が迫られている朝日庁舎をモデルとして、新たな地域庁舎の役割・機能を再検討し、他の地域への波及・横展開を図っていくべきである。

庁舎機能の再検討にあたっては、職員視点だけでなく、地域懇談会をはじめとする地域住民の意見を適切に反映させ、必要に応じて本所機能の移転などの検討も行いながら、地域の拠点として相応しい、活性化に資する施設にしていくことが重要である。その際、予算と権限も併せて移転し、政策の企画立案ができる部署を創設するなど、職員のモチベーション向上に繋がり、スピード感のある意思決定、事業実施が可能となるよう考慮すべきである。

併せて、住民サービス・利便性の向上のため、地域の拠点施設として、関連団体、組織等のネットワーク化の強化推進についてもできるかぎり検討されたい。

こうした組織機構の見直しを各地域庁舎で実践し、その結果として、各地域の特性・強みを最大限に活かした施策の展開が図られることを期待する。

《主な意見》

- ・各庁舎に拠点機能を持たせる考えはどうか。藤島は食・農、羽黒は観光、櫛引は教育、朝日温海は自然など。
- ・地域懇談会での議論や、まちづくり未来事業をベースにして庁舎の役割を組み立てていってはどうか。
- ・一つの地区に拠点がいないということは、地域そのものが衰退していく元凶となる。建物の規模をコンパクトにして、地域特性を活かした業務を中心に行うのが良いと思う。
- ・朝日庁舎では朝日地域だけの過疎対策ではなく、鶴岡市全体としての過疎対策を中心として業務を行うのが望ましいと考える。
- ・庁舎と本所の機能分担における課題について、職員・住民両方の意見は当然あるので、その確認も必要だと思う。
- ・庁舎機能として何が必要かと考えたときに、災害時の消防など緊急時の対応以外にも色々あると思うが、地域住民の要望に合わせた形のものを作れないか。合同庁舎的なものでも良いのではないか。
- ・今は朝日庁舎の検討をしているが、藤島、櫛引、温海など、庁舎全体をこれからどうしていくか、というビジョンに作り替えていく必要がある。
- ・庁舎としての裁量権がないのはどこの庁舎でも同じだと思う。市の幹部が本庁舎にいるため、地域庁舎だけでは決められず、時間もかかる。全ての支所に市の中核にある人を配置するのは難しいので、本所にいる市長、副市長、部長、課長たちと、支所の課長、支所長がテレビ電話を介して直接交渉をするような方法もあるのではないか。
- ・活性化事業など、各庁舎にそれなりの予算があるが、それを庁舎である程度ストックしておいてもいいのではないか。

- ・庁舎建物の雨漏りなど、地域庁舎ですぐに対応できない事案があるということだが、それは本庁舎だったら出来るのか。同じように出来ないと思う。
- ・個性化の中で重要なのは、権限と財源。仮に朝日庁舎を過疎の拠点にするのであれば、過疎の予算は全てここが取り仕切るといった権限を持たせることが必要で、それが一つの支所に一つずつ出てくれば、だいぶ活性化すると思う。
- ・自分の仕事にプライドがなければモチベーションは下がる。プライドを持つためには責任が与えられていることが必要なので、お金と権限の部分を思い切って変えていくのはどうか。
- ・私の感覚では、櫛引庁舎は教育関係、藤島庁舎は農業といった感じ。各庁舎の将来的な、専門的なイメージがあるのであれば、教えてほしい。
- ・合併当時は、政策企画室を設置して過疎対策を実施していた。施策の実施主体まで格上げして、改めて各庁舎に政策企画室的な機関を設置してはどうか。地域住民に密着した様々な課題への対応、まちづくり未来事業の企画立案までできればいい。
- ・朝日、藤島、温海庁舎では、包括支援センターと社会福祉協議会が同じ庁舎の中にあるということが、市民にとって良いことだと思う。それが地域の個性化なのだろうと思う。
- ・福祉部門はネットワークを拡げていただきたいし、身近なところにそういった核となる施設があってもほしいと思う。
- ・朝日庁舎はただ人数を減らすのではなく、強みである林業を中心とした機能強化を図っていくと良いのではないかな。
- ・10年後、20年後に奥地集落がどう変化していくのか、そういった問題を明らかにしていきながら、各集落を支える仕組みづくりに重点をおくような施策を、朝日庁舎を中心に取り組んではどうか。
- ・新庁舎は朝日地域の核となるもの。大きさや中身は別にして、この地域に核となる庁舎がないと、限界集落化が進み、地域から離れていくのではないかな。

(2) 定員適正化の推進

市職員の定数については、類似団体との比較のみで削減するのではなく、今後の退職職員数や再任用等の状況を見定め、広大な市域面積、地域条件の差異、政策の重点分野への配置、事務事業の民間委託の推進、優れた人材の確保、そして財政面などの観点から、総合的に勘案して適切な削減数を計画し実施するべきである。(事務局の視点)

行財政改革推進委員会での継続議論とすべき。

《主な意見》

- ・指定管理団体では非常に薄給にあえいでいる状況。温海の場合は、2400万の委託料のうち人件費が840万で、それで4人の職員を抱えている。人員削減はそうした状況を踏まえて進めていかないと、モチベーションが落ちる。
- ・指定管理団体に委託したり、ボランティアに頼んだり、簡単に人件費を削減する方向で考えずに、新技術などを使って、いろんな手法を考えて人件費削減に繋げていただきたい。
- ・窓口をキャッシュレス化すればもっと簡素化できるのでないか。

(3) 持続的な財政構造の構築と基金の有効活用

持続的な財政構造を構築するために節約することは確かに必要だが、節約したお金がどう使われるのか、市民の立場から見た良いお金の使い方、ということを検討する必要がある。

行財政改革推進委員会での継続議論とすべき。

《主な意見》

- ・この会議では単年度赤字10億円を解消するだけでなく、総合計画を実現するための財政的裏付けを捻出していきたい。
- ・前回の行革では、財政健全化に向けて30億円の削減のための改革案を作った。節約をすることは確かに必要だが、節約したお金がどう使われるのか、市政をより良くしていくために、市民の立場から見た良いお金の使い方、ということまで議論が深まればよいと思う。
- ・合併特例債等の優遇措置が終了し、今後収入は減るが、文化会館、ごみ焼却施設の公債費返済が本格的に始まると支出は増えることになり、お金が詰まる、ということになる。
- ・民間委託により人件費は減っているが、指定管理者への委託料に変わっただけではないか。その比較がないと本当に削減したのか分からない。
- ・ただ歳出を減らすだけでなく、今後は特例債も使えなくなり、全部自己財源でやっていく形になるので、コミセン整備などの計画は徐々に年数を伸ばしていくという形も必要と思う。

新行財政改革大綱策定の基本的考え方

【目的】

人口減少・少子高齢化社会のなかで、地域の振興、発展に資する施策を力強く推進し、行政ニーズの変化に適切に対応できる、効率的で効果的な行財政運営の推進

【新大綱策定の視点】

- 市政について識見を有する者等で構成する行財政改革推進委員会を設置
- 施策の取り組み項目毎に目標、期間、具体的内容(目玉)を設定しわかり易く明示
- 民間委託、ICTの効果的活用によりサービスの質をおとさず行政コストの削減
- 総合計画の事務事業を対象に行政評価を実施

【新大綱の基本フレーム】

新総合計画に掲げる施策実行の原動力となる効率的で効果的な行財政運営

市民サービス向上の取組

朝日庁舎建設をモデルとする本所・庁舎機能の在り方の見直し、日帰り温泉施設等行政サービスの在り方の見直し、窓口改革、デジタルガバメントの推進等の取組みを実施し、市民サービスの向上を図る。

財政健全化の取組

地方交付税等の推移を踏まえ中長期的財政バランスの確保を図るとともに、職員数の適正化や公共施設総合管理計画に基づく取組みを進め財政負担の軽減・平準化を図る。また、電気契約合理化等、持続可能な自治体運営に向けた取組みを実施する。

業務改善効率化の取組

ICT技術を活用した業務効率化や、新しい生活様式の推進、女性活躍の職場づくりを進める。また、総合計画に掲げる事業に行政評価を導入し、業務の評価点検による改善・効率化を進める。

新行財政改革大綱策定の進め方

R2.8 職員課

【新大綱の構成】

新たな行財政改革大綱は、基本的な考え方などを示す大綱部分と具体的な取り組み・目標などを示す実施計画の2部構成

【推進期間】

令和3年度～7年度までの5年間

【推進体制】

- ・ 行財政改革推進本部会議（内部）
市長を本部長として関係部長により組織

大綱の策定及び推進に関する各種調査、調整

- ・ 行財政改革推進委員会（外部識者）
企業経営者、行政経験者、学識者、会計等専門家、労働団体代表など有識者と公募等により組織する

新計画への意見・進捗への意見、提言

【新大綱策定に向けたスケジュール】

8月5日 第1回行財政改革推進本部会議

8月18日 議会への主要事項説明

8月21日 第1回行財政改革推進委員会

- ・ 進め方、計画スキーム、個別テーマ

----- 以下 予定 -----

10月23日 第2回行財政改革推進本部会議

11月中旬 議会への主要事項説明

11月19日AM 第2回行財政改革推進委員会

- ・ 現行プラン総括、計画素案、個別テーマ

1月22日 第3回行財政改革推進本部会議

1月下旬 議会への主要事項説明

2月19日PM 第3回行財政改革推進委員会

2月下旬 議員全員協議会

2月26日～3月12日 パブリックコメント募集

3月17日 第4回行財政改革推進本部会議

- ・ 大綱、実施計画の決定

第3次行財政改革大綱・実施計画 重点取り組みスキーム（案）

3つの
大項目

中項目（重点取り組み）

重点取り組みの下に
具体項目・成果目標・達成スケジュールを設定

新総合計画に掲げる施策実行の原動力となる効果的で効率的な行財政運営

市民サービス向上の取り組み

組織機構の在り方見直し

効率的な業務執行体制の構築、地域庁舎の拠点機能強化、本所と地域庁舎の連携強化など、地域の実情やニーズに見合ったこれからの時代の組織機構に変革するべく、必要な見直しを積極的に行う。

デジタル・ガバメント推進

社会全体のデジタル化が急速に進む中で、国や他自治体と連携し、各種行政手続きのオンライン化、自治体クラウドの導入等を進め、市民利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を推進する。

市民窓口改革

多くの市民が来場する窓口において、正確で迅速な対応と待ち時間の解消、混雑回避のため、タブレット等導入による本所・地域庁舎窓口の連携強化、本所手続き導線の改良などを進める。

行政サービスのあり方重点整理

これまで本市行財政改革の調整項目として取り組んできた既存のテーマでも市民への影響が大きいものについて、次世代を見据えて新たな付加価値や波及効果を提供できるよう、重点的に整理し方向づけする。

中長期的財政バランスの確保、公営企業等の安定経営

新総合計画を確実に推進できる持続可能な財政構造を堅持するため、中長期財政バランスを考慮した投資事業の推進に努めるとともに、公営企業等の安定経営、基金の有効活用等に努める。

職員適正化（定員適正化計画の改定）

業務見直しや民間委託の推進等を踏まえ新たな定員適正化計画を策定（R3策定）し、数値目標を定めて職員数のさらなるスリム化を進めるとともに、年齢バランスの確保、能力ある人材確保に努める。

公共施設の総合マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画・アクションプランを実行し、客観的な指標による今後の公共施設の更新・統廃合・長寿命化の判断や、投資の平準化など、総合的なマネジメントに取り組む。

持続可能な自治体運営のための重点アクション

持続可能な自治体運営のため、歳出削減や歳入確保など特に財政健全化に大きく寄与する新しい取り組みを重点的に整理し方向づけする。

財政健全化の取り組み

ICT技術を活用した抜本的な業務効率化

人口減少社会を念頭に置き、今までの方法に囚われずBPRによる業務改善を図るとともに、ICT技術の活用によるRPAやテレワークの導入に組み込み、業務の合理化、効率化を強力に推し進める。

実施計画事業の総点検評価、業務フローの見直し

総合計画実施計画に掲げた各事業について、行政評価の手法（事業ごとの客観的目標設定、PDCAサイクルによる不断の評価・改善、業務手順の点検・効率化）により、着実に実行し効果を上げる。

業務改善効率化の取り組み

働き方改革と人材育成（新入人材育成基本方針）

新たな人材育成基本方針を策定し、目指す職員像の実現に向けスキルアップを図るとともに、新しい生活様式を踏まえた働き方改革の取り組みを積極的に展開し、男女とも働きやすく活躍できる職場づくりを行う。

新大綱策定で個別に意見を求める事案・テーマ

①朝日庁舎建設をモデルとする本所・庁舎機能の在り方（組織機構の在り方見直し）

【考え方】

○朝日庁舎の老朽化による建替について、単なる施設更新とせず、地域振興を推進しつつ、市業務全体のヘッドクォーター（司令部）機能として情報企画部門を移転

- 市全体をカバーする業務を庁舎で行うことで庁舎建設が朝日地域のサービス提供以上の目的と意味を持つ
- 情報企画部門は本市全庁舎、施設の通信環境保守を担当し、リモート等の発展により移転しても業務遂行影響が少ない
- クラウドの統合、サービス移行を庁舎が建設される令和6年度と同じタイミングで新たな機器等の導入が図りやすい
- 自然とICTを融合させた新たなサービス展開による地域活性化、本所の執務スペース、会議室不足解消が期待される

②e-でわネット事業の民間サービス移行（持続可能な自治体運営のための重点アクション）

【考え方】

○市民及び市負担を軽減しつつ光回線への移行により市民サービスを向上

- 民間事業者（NTT）光サービスに完全移行により通信スピードが向上し、料金は軽減される
- 市の将来に渡る設備維持、更新等の費用負担がなくなる

③日帰り温泉施設の持続可能な在り方（行政サービスのあり方重点整理）

【考え方】

○市民ニーズが高い一方、施設維持等運営負担が大きく民間運営が困難なことから、施設の位置づけ、運営形態を見直し、サービスの維持方策を検討

「朝日庁舎建設をモデルとする本所・庁舎機能の在り方」に関する基本的考え方について

取組の目標

朝日庁舎を改築し、過疎対策の先導的取り組みを推進する拠点施設としての整備を行います

課題の整理

朝日地域は豊かな森林資源に恵まれ、緑豊かな自然と歴史が織りなす文化が育まれてきた地域であるとともに、豪雪や自然災害が発生するなど、山間地という地理的条件上、平野部と比較すると厳しい住環境にあり、過疎、少子化及び高齢化の進展によりコミュニティ機能の維持が困難になっている現状にあります。

また、庁舎を始めとした周辺の老朽化した公共施設の更新の問題を抱えていることから、以下に示す基本的整備方針に基づき庁舎再整備の検討を進めています。

本所・庁舎機能の在り方検討を踏まえた朝日庁舎の基本的整備方針

「第2次行財政改革推進プラン」に掲げる「地域の活性化に向けた地域庁舎機能の見直し」に基づき、公共施設を一体的に整備し、情報通信技術と地域特性を融合した施策を展開することで、持続可能な社会システムを構築し、鶴岡市の過疎対策における先導的取組として「**中山間地域の暮らしを守り、支える取組**」を推進する拠点施設としての整備を行います。

【施設整備の基本的方針】

- 1 耐震性を確保するとともに、消防署朝日分署との連携により地域の防災拠点施設として活用します
- 2 朝日分署等、周辺施設との機能集約を進め、整備及び維持管理費用の低減化を図ります
- 3 森林資源を活用するため、木造建築を主体とした整備を進めます
- 4 情報通信技術を活用するため、情報通信部門と連携したサイバー拠点施設化を目指します
- 5 木質バイオマス等の再生可能資源を活用し、循環型社会の実現を目指します

【施設活用の基本的方針】

- 1 地域特性と情報通信技術の融合を図り、新しい住民サービスモデルの構築を推進します
- 2 住民サービスを向上させるため、ワンストップサービスの拡大を推進します
- 3 過疎対策のモデル地域として、地域課題解決のための市民参加による協働の取組を推進します

整備スケジュール

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本計画策定 住民説明	基本設計策定 実施設計策定	建設工事 契約議決：令和4年9月 (予定)		庁舎解体工事 外構工事 令和6年度 供用開始【予定】	分署解体工事
庁舎の在り方検討(庁内検討委員会の設置)		2			

「e-でわネット事業の民間サービス移行」の基本的考え方について

取組の目標

e-でわネットを廃止し、**令和5年度末までに民間事業者（NTT）が提供する光サービスに完全移行**します

これまでの経過と課題の整理

櫛引・朝日地域について、民間事業者が光ファイバ網を整備し、光通信サービスを提供する計画が無かったため、情報格差を是正するため、平成18年に市が光ファイバ網と設備機器を整備し、公設公営によるインターネットサービス事業（e-でわネット）を提供してきました。

現在1,003件のご利用をいただき、利用料金により市が独自でインターネットサービスを提供していますが、近年の情報通信技術の進展に伴い、他エリアではより高速かつ多彩な通信サービスが提供される中、老朽化した設備機器の更新に多額の経費を要することが課題となっていました。

こうしたなか、利用者からは通信速度の高速化に加え、料金の見直し及び各種割引サービスの適用などの要望が多く寄せられていました。

このような状況を踏まえ、市としても将来の情報通信基盤の在り方を検討するとともに、民間事業者へのエリア拡大要望を行っていたところでしたが、このたび、櫛引・朝日全域でNTTが提供する光通信サービスの提供が可能となったことから、高速で低料金かつ充実した全国共通のサービスへの移行を促すとともに、一定の移行期間を経て公設公営のe-でわネットを廃止することとしたものです。

移行完了後に期待できる効果

市民（利用者）にとって …

- 通信スピードが向上し【理論最大速度100M→1G（10倍）】安価な利用料金となり、民間事業者が提供する多彩なサービスを受けることができます ⇒ **住民サービスの向上**

鶴岡市にとって …

- 民間移行後はe-でわネット設備の維持や新たな設備更新の負担が発生しません ⇒ **財政負担の軽減**
- 過疎・中山間地域のICT（情報通信技術）を活用した新しいサービスが展開できます ⇒ **過疎対策の推進**

移行に関するスケジュール

櫛引・朝日地域での インターネット加入者数 1,582件 うちe-でわネット 1,003件 ADSL 579件	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末 NTTフレッツ光 (民設民営)への 完全移行 e-でわネット廃止
	櫛引地域の一部でNTTフレッツ光サービスの開始 櫛引地域全域 朝日地域の一部 朝日地域全域				

3

鶴岡市温泉入浴施設の検討の方向性について

1.施設の設置目的、位置づけ

地域住民の強い要望により旧町が設置し、鶴岡市が主に観光・活性化施設として、指定管理者制度（利用料金制等）で運営。

2.現状の課題

- ①人口減少や高齢化により年々利用者が減少。特に、新型コロナウイルス等による突発的な営業日の減少が、経営を圧迫。
- ②施設の老朽化により、日々の修繕費や維持管理費が年々増高。

三つの温泉入浴施設のうち、羽黒ゆぽかを除く藤島ぽっぽの湯（利用料金制）、櫛引ゆ〜Town（利用料金制+運営委託料）の2施設は、運営方法の見直しが必要。

3.今後の運営のあり方、内容、方向性を検討（案）

1.【管理運営のあり方の検討（案）】藤島ぽっぽの湯、櫛引ゆ〜Town

- (1) 庁内検討会議の立ち上げ ※これまでの議論を踏まえ庁内横断で対応策を検討
- (2) 行財政改革推進委員会での意見 ※庁内会議の素案を提示

●
スケ
ジュ
ール

令和2年度
(2020)

方向性の検討・合意形成
(課題・方法・調査等)
※庁内検討会議・行革委員会での検討

令和3年度
(2021)

新しい運営に向けての
具体的な調整

令和4年度
(2022)

新しい運営方法、
内容で営業開始

令和4年度～6年度
(2023～2025)

3か年 運営内容、
収支の再検証、検討

令和元年度決算のあらましについて

参考資料

令和元年度普通会計決算

	令和元年度	平成30年度	増減
歳入 ①	757億4,180万円	702億7,753万円	54億6,427万円
歳出 ②	742億6,568万円	679億5,912万円	63億656万円
形式収支 ③=①-②	14億7,612万円	23億1,842万円	▲8億4,230万円
翌年度に繰り越すべき財源 ④	2億500万円	11億5,943万円	▲9億5,443万円
実質収支⑤=③-④	12億7,113万円	11億5,899万円	1億1,214万円
単年度収支 ⑥=⑤-⑤'	1億1,214万円	▲9億7,256万円	10億8,470万円
財政調整基金 積立金 ⑦	1億9,129万円	2,002万円	1億7,127万円
繰上償還金 ⑧	2億3,123万円	3億9,617万円	▲1億6,494万円
財政調整基金 取り崩し額 ⑨	3億円	5億円	▲2億円
実質単年度収支 ⑩=⑥+⑦+⑧-⑨	2億3,466万円	▲10億5,638万円	12億9,104万円

[決算の概要]

○歳入①は前年度比で約54.6億、歳出②は約63.1億円の増加

→【歳入】ごみ焼却施設整備に対する国庫支出金の増
ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場整備に係る市債の増

【歳出】ごみ焼却施設など普通建設事業費の増
除雪費の減

○歳入歳出差引(形式収支③)は約14.8億円の黒字

○実質収支⑤は約12.7億円の黒字

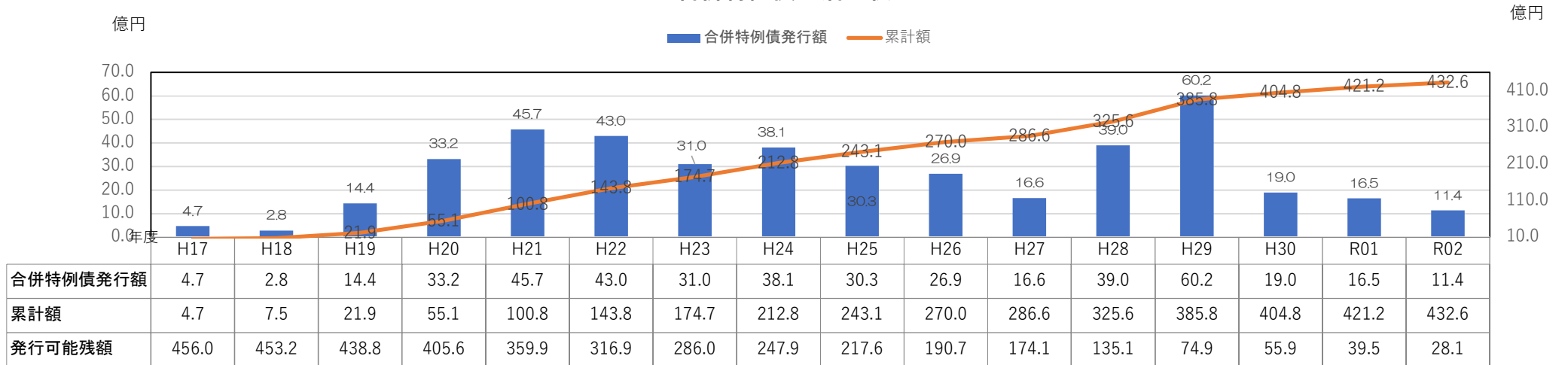
→形式収支は前年度より少ないが、翌年度に繰越すべき財源が減ったため、前年度比で約1.1億円増加。

○実質単年度収支⑩は約2.3億円の黒字

※令和元年度は財政調整基金の取り崩し18.6億円を当初及び補正で予算計上したが、実際の取り崩しは3億円とした。

本市の財政状況について【合併特例債】

合併特例債の活用状況



1. 合併特例債の状況

○本市の発行可能額と発行状況

- ・ 総発行可能額は498.7億円。このうち基金造成分（38億円）を除いたハード整備に充てられる発行可能額は460.7億円。
- ・ R2当初予算までの発行額は432.6億円（基金造成分除く）である。

○これまでの発行額と今後の発行可能額

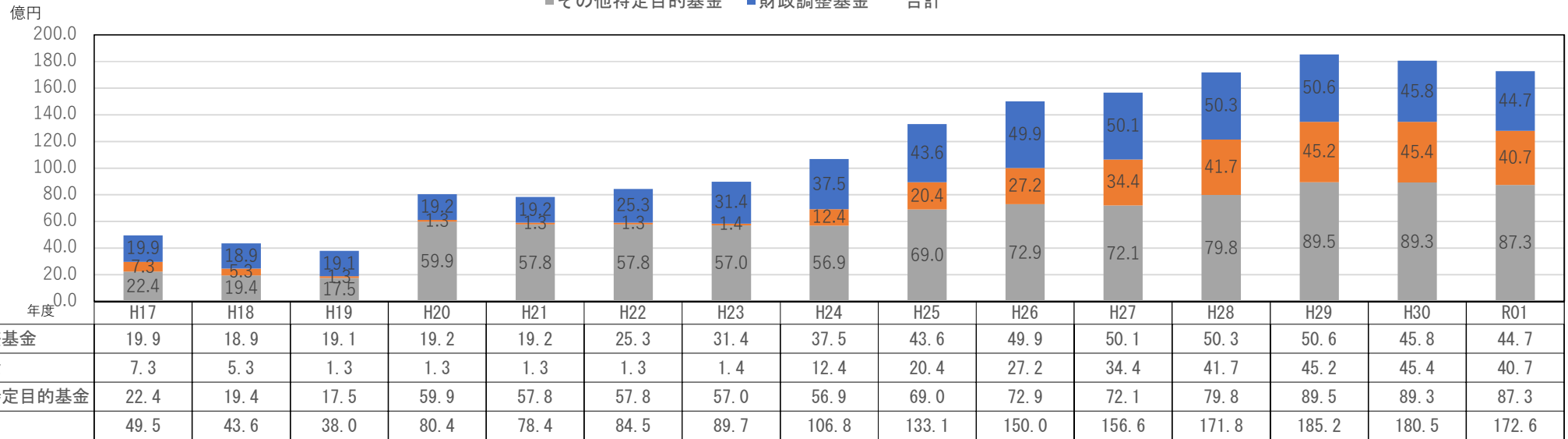
- ・ 発行期間はR7（H37）年度まで延長されている。
- ・ 今後の発行可能額は残り28.1億円であり、残りわずかとなっている。
- ・ また、これまで実質3割の負担で公共施設等の整備を行うことができたが、今後は文化会館やごみ処理等の返済が本格化。

（ピークのR5までに公債費が約14～15億増（R02比））

本市の財政状況について【各種基金】

基金残高の推移

■ その他特定目的基金 ■ 財政調整基金 ■ 合計

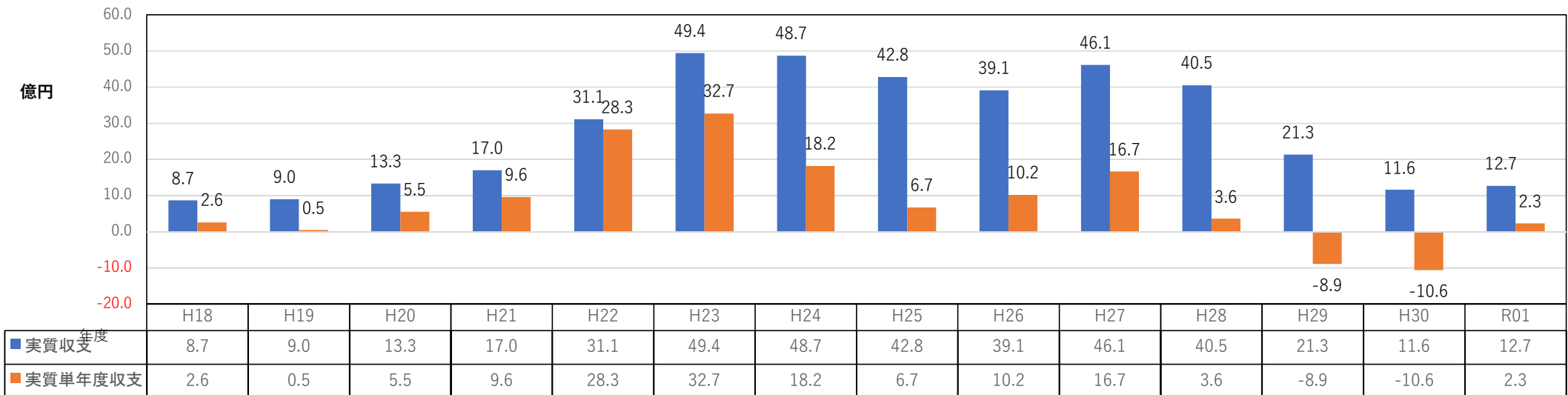


2. 基金造成の経過と方針

- 合併特例措置による地方交付税の優遇措置の終了に伴う財源の縮減に備え、H22年度以降に生じた黒字分を財政調整基金をはじめとする基金に積み立てた。

- 決算剰余金が出た場合には、その1/2の額を基金の積立てと市債の繰上償還に6:4に割り振り充ててきたところである。
- 今後とも、財政調整基金をはじめとする各種基金の適切な水準の維持に努めつつ、活用を図る。

本市の財政状況について【決算収支の推移】



3. 決算収支の推移

【～H27】

- ・ 合併による地方交付税の優遇措置や国の臨時交付金等により財源拡充が図られ、多額の黒字を計上した。

【H28～】

- ・ 地方交付税の優遇措置がH27で終了し、H28以降、5年間かけてR3まで段階的に縮減される。(影響額18億円)
- ・ H29年度から単年度収支が赤字に転じている。
- ・ R01年度は単年度収支が黒字となった。

4. 今後の対応について

- ・ H28以降、普通交付税の段階的縮減により、収支が悪化傾向に転じることが想定されていた。また、合併特例債の発行が残りわずかとなる中で、その償還が本格化。さらに、新型コロナウイルスによる影響が不可避。基金の造成・活用のみならず、予算の規模・質の見直しが課題。
- ・ 新総合計画を推進するための持続可能な財政構造の実現に向けて、不断の行財政改革に引き続き取り組む。